

監事監査規則

令和元年6月24日
(改正) 令和3年6月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都居住支援協議会（以下「本会」という。）の活動について監事が行う監査に必要な事項および会則第5条第3項の監事の選任に関する取扱いについて定めるものとする。

(監事の選任)

第2条 監事は、本会会員から会則別表に記載の会員から総会において輪番により選任する（会則別表に記載する会員のうち、東京都および別記の東京都が指定した居住支援法人を除く）。

(監事の任期)

第3条 監事の任期は、選任を受けた日から2年間とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査の方法)

第4条 監査は、毎事業年度終了後に行う定期監査および監事が必要と認める際に行う臨時監査とし、書面により行う。

(監査報告書)

第5条 監事は、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、署名をするものとする。
- 3 監事は前項の監査報告書を、会長に提出する。

附則

- 1 この規則は、令和元年度の総会で議決された日より施行する。

附則

- 1 この規則は、令和3年度の総会で議決された日より施行する。